

平成二年政令第二百四十九号

船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令

内閣は、船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十一条第二項第一号、第十四条第三項及び第五項並びに第十五项第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第三条第一項の政令で定める者)

第一条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)第三条第一項の政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる業種に係る業務に従事していた船員であつて当該業種に係る事業規模の縮小等に伴いそれぞれ同表の下欄に掲げる期間に離職を余儀なくされたものうち、再び船員となるうとする者とする。

業種	期間
一 沿海旅客海運業(定期航路事業)	平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
二 内航海運業	平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

(法第三条第一項第四号の政令で定める給付金)

第二条 法第三条第一項第四号の政令で定める給付金は、次のとおりとする。

一 求職者が事業を開始することに要する費用に充てるための給付金

(法第十一条第二項第一号の政令で定める措置) 法第十一条第二項第一号の政令で定める措置は、国際航海に従事する日本船舶に外国人を船員として乗組ませることによる日本人の乗組員の数の削減であつて、国土交通大臣の定める基準に適合するものとする。

(船員法の規定を適用する場合の読み替え) 第四条 法第十四条第一項の規定により船員法(昭和二十二年法律第一百号)の規定を適用する場合における同条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

員法の規定	読み替えられる字句	読み替え
第二項 第七十八条 第二項	手当及び食費	及手當

第一条	第二条	第三条	第四条
1 (施行期日) 附 則 一號) この政令は、船員の雇用の促進に関する特別措置法(一部を改正する法律(平成二年法律第五十一号)の施行の日(平成二年八月二十日)から施行する。 二項 第七十八条 第二項 手当及び食費 読み替えられる字句 読み替え	2 (特定離職船員に係る就職促進給付金の臨時特例に関する政令の廃止) 附 則 二號) この政令は、船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第二十八号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成九年七月一日から施行する。 二項 第二項 二號) この政令は、平成十一年七月一日から施行する。 二項 第二項 二號) この政令は、平成十四年十月一日から施行する。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。 二項 第二項 二號) この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。	3 (経過措置) 附 則 三號) この政令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十年七月十七日)から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十一年三月三十一日から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。	4 (施行期日) 附 則 四號) この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

第一条	第二条	第三条	第四条
1 (施行期日) 附 則 一號) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。 二項 第七十八条 第二項 手当及び食費 読み替えられる字句 読み替え	2 (特定離職船員に係る就職促進給付金の臨時特例に関する政令の廃止) 附 則 二號) この政令は、船員の雇用の促進に関する特別措置法(一部を改正する法律(平成二年法律第五十一号)の施行の日(平成二年八月二十日)から施行する。 二項 第七十八条 第二項 手当及び食費 読み替えられる字句 読み替え	3 (経過措置) 附 則 三號) この政令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十年七月十七日)から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十一年三月三十一日から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十二年一月一日から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十二年一月一日から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十二年一月一日から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。	4 (施行期日) 附 則 四號) この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

第一条	第二条	第三条	第四条
1 (施行期日) 附 則 一號) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。 二項 第七十八条 第二項 手当及び食費 読み替えられる字句 読み替え	2 (特定離職船員に係る就職促進給付金の臨時特例に関する政令の廃止) 附 則 二號) この政令は、船員の雇用の促進に関する特別措置法(一部を改正する法律(平成二年法律第五十一号)の施行の日(平成二年八月二十日)から施行する。 二項 第七十八条 第二項 手当及び食費 読み替えられる字句 読み替え	3 (経過措置) 附 則 三號) この政令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十年七月十七日)から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十一年三月三十一日から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十二年一月一日から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十二年一月一日から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。	4 (施行期日) 附 則 四號) この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

第一条	第二条	第三条	第四条
1 (施行期日) 附 則 一號) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。 二項 第七十八条 第二項 手当及び食費 読み替えられる字句 読み替え	2 (特定離職船員に係る就職促進給付金の臨時特例に関する政令の廃止) 附 則 二號) この政令は、船員の雇用の促進に関する特別措置法(一部を改正する法律(平成二年法律第五十一号)の施行の日(平成二年八月二十日)から施行する。 二項 第七十八条 第二項 手当及び食費 読み替えられる字句 読み替え	3 (経過措置) 附 則 三號) この政令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十年七月十七日)から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十一年三月三十一日から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。 二項 第二項 二號) この政令は、平成二十二年一月一日から施行することとされた同法による改正前の法附則第二項」とする。	4 (施行期日) 附 則 四號) この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。